

平成24年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第158号	平成24年度宝塚市下水道事業会計補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	11月29日
議案第164号	宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第165号	宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第171号	公の施設の指定管理者の指定について	否決 （賛成少数）	
議案第172号	公の施設の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	

審査の状況

① 平成24年11月19日（議案審査）

- ・出席委員 ◎大島 淡紅子 ○たぶち 静子 伊福 義治 大川 裕之
大河内 茂太 坂下 賢治 富川 晃太郎 中野 正
（◎は委員長、○は副委員長）

② 平成24年11月29日（議案審査）

- ・出席委員 ◎大島 淡紅子 ○たぶち 静子 伊福 義治 大川 裕之
大河内 茂太 坂下 賢治 富川 晃太郎 中野 正
（◎は委員長、○は副委員長）

③ 平成24年12月17日（委員会報告書協議）

- ・出席委員 ◎大島 淡紅子 ○たぶち 静子 伊福 義治 大川 裕之
大河内 茂太 坂下 賢治 富川 晃太郎 中野 正
（◎は委員長、○は副委員長）

平成24年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第158号 平成24年度宝塚市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案の概要 平成24年度宝塚市下水道事業会計予算の資本的収入及び支出のうち、資本的収入の予定額17億54万8千円を23億6,530万円増額し、40億6,584万8千円に、資本的支出の予定額35億2,677万4千円を23億6,568万1千円増額し、58億9,245万5千円にしようとするもの。 企業債のうち、起債の限度額14億3,010万円を23億6,530万円増額し、37億9,540万円にしようとするもの。これは、平成24年度公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、旧資金運用部資金より借入れた企業債の未償還額の一部について借換えを行うため、起債の限度額を増額しようとするもの。 債務負担行為のうち、公共下水道維持管理事業の公共下水道維持補修工事に係る債務負担行為について、期間を平成25年度、限度額を5,355万円にしようとするもの。これは、当該工事に係る入札を平成25年度開始前に執行するため、債務負担行為を設定しようとするもの。
論 点 1 借換えの妥当性について <質疑の概要> 問1 今回の借換えを行えば、平成25年度中に下水道事業会計の手元資金が枯渇する可能性はなくなるのか。 答1 今回の借換えにより、平成25年度中のキャッシュフローは乗り切れる。しかし、平成26年度以降の資金繰りは厳しいものになると想定している。 問2 国の繰上償還制度を活用するには、市の一般会計を含めて行財政改革に取り組み、繰上償還による効果と同等額以上の行革の効果を出さなければいけないとの要件があったが、その点はどうか。 答2 繰上償還による効果額は4億7千万円、一般会計の人件費等でそれ以上の行革効果を見込まれ、それを企業会計へ振りかえて、要件を満たすことができた。
論 点 2 債務負担行為の妥当性について <質疑の概要> 問1 公共下水道維持補修工事の入札において、債務負担行為を設定する必要があるのか。 答1 ダンピングや品質劣化を防止するために、最低制限価格を設定して入札を執行することを全庁的に進めている。平成25年度開始前に入札を執行するためには、債務負担行為を設定する必要がある。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第164号 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が、平成24年10月30日から施行されたことに伴い、同法を引用している条例の規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするもの。	
<質疑の概要>	
問1 市内に暴力団事務所ができたと聞いているが、その後何か動きはあるのか。	
答1 宝塚警察署からは、暴力団事務所ではなく連絡所であり、現在のところ、それ以上の拡大はないと聞いている。	
自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第165号 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要 千種地区、中山桜台7丁目地区及び仁川月見ガ丘地区における地区計画の都市計画の変更にあわせて、地区整備計画で定められたもののうち、特に重要な建築物の敷地、構造又は用途に関する事項の制限を建築基準法第68条の2の規定に基づき、当該地区計画の区域内における建築物の制限として変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。 中山桜台7丁目地区においては、建ぺい率に係る制限について、新たに街区の角にある敷地等に対する建ぺい率の最高限度の緩和を適用しない地区計画が決定されたことに伴い、当該制限に係る条例の規定を整備しようとするもの。	
論 点 1 条例改正の妥当性と影響について <質疑の概要> 問1 中山桜台7丁目地区については、住民から改正の要望があったのか。 答1 地元では、将来のまちづくりについて、約2年かけて勉強会や意見交換会を実施し、合意形成を行っている。市として、この地域住民の意見を重く受け止め、地区計画を決定している。 問2 併用住宅の制限は、具体的事例があって、それを制限するものではないか。 答2 地区計画は地域の住民合意のうえで成り立っており、市は後押しする形で決定している。この地区には、併用住宅は必要ないという地元合意によるもので、現在のところ、そういった事案はない。 問3 新たに宅地を購入する人への周知等の配慮は。 答3 土地売買契約時に重要事項として説明される。知らずに購入し、困ったという事例は聞いていない。	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第171号 公の施設の指定管理者の指定について

議案の概要

宝塚市営住宅を管理する指定管理者の指定期間が平成25年3月31日をもって満了するため、同年4月1日から平成30年3月31日までの間における当該施設の指定管理者として、株式会社東急コミュニティーを指定しようとするもの。

論 点 1 選定過程・選定理由の妥当性について

<質疑の概要>

問1 候補者の東急コミュニティーの評価が高い項目に、認知症サポート研修の全従業員受講や、「思いやりネットワーク」としての高齢者見守り体制の実施があるが、これらは現在行われていない。新たに取り組む項目か。

答1 今の指定管理者が行っていないということではなく、候補者の経験をいかし、さらに積極的に取り組むもの。

問2 選定委員会では候補者からの提案を評価して、新たな候補者として選定された。新たな指定管理者になると、元社員が横領事件を起こしたことを含めて提案のあった事業のサービス水準のモニタリングが重要となる。この選定委員会自身もモニタリングにかかわる必要があると思うがどうか。

答2 委員の任期は2年としており、指定管理業務開始後6カ月となる平成25年11月ごろに、選定委員会も参加いただき提案内容の検証をしたいと考えている。

問3 選定委員会の応募者評価で1位と2位の差が十数点で、3位以下は大きく離れている。1位と2位の差の主なものは。

答3 実績がある会社ということと、今後5年間こうしたいということが明確に出ていることが評価されたと考えている。

論 点 2 選定した指定管理者候補者の従業員が起こした金銭着服横領事件の影響について

<質疑の概要>

問1 横領事件の件を候補者はなぜすぐに市に報告しなかったのか。候補者は事業者公募に応募すべきではなかった。選定委員会で選定後に横領事件が判明し、委員長と協議したとのことだが、なぜ委員会を再度開かなかったのか。

答1 本年4月に横領事件が社内で発覚し、被害者の管理組合と慎重に調査し合意形成する必要があった。公営住宅管理部署には社内的に事件が伝達されていなかった

た。9月下旬に伝達がされ、10月1日付けで社のホームページで公表された。

事件内容を把握し、欠格事項の要件、業務が継続できるかを確認のうえ、選定委員長に報告した。このまま進め、改めて選定委員会を開く必要はないとの判断をいただいた。

問2 事件はマンション管理適正化法にかかる部分で、公営住宅法が適用される分野とは異なるとのことだが、それで市民に説明できるのか。入居者が不安に感じないのか。

答2 不正に対し、候補者は9月には相手方管理組合と合意書を交わし、社として迅速、適切な対応ができています。予定では1月から指定管理者業務の引継ぎを始めますが、その際には、団地ごとに入居者に対して、事件とその防止策を説明していく。市民にはHPなどで広報したい。

問3 仮に否決となった場合、候補者の対応は繰上げかやり直しか。

答3 再公募となり、約4カ月の選定期間が必要となる。年度内に選定するのは難しい。

問4 汚職や腐敗が続いたまちで、新市長のもと市民の信頼を取り戻すよう取り組んでいる。元社員による横領事件があった候補者とわかっていながら、市民のお金を取り扱う業務を任せること自体信じられない。本当に問題はないのか。

答4 社としての事件への対応、事件を受けて全国の管理物件4,500件の一斉調査、国の監督官庁への速やかな報告と指導への対応が行われている。選定委員会を経ており、より充実したサービスを提供できるとして、議案としてまとめた。指定管理者制度は管理者に全てを委ねるものではなく、市は引き続き十分に関与し、責務を果たしていく。

問5 仮に選定途中でこの事件が明らかになっておれば、選定結果に影響は生じなかったのか。

答5 選定委員の印象に影響はあったかもしれないが、審査で、事件の原因と対策、今後の取り扱いについて重点的に質疑、答弁がなされ、各委員が判断を下される。

自由討議

議員A 分譲マンション管理と公営とはまったく別の部門である。選定理由のメリットがこれまでの議論には考慮されていない。公募し、選定し、事件はあったにせよ指定管理者としての欠格事項にもあたらないという法的なことを踏まえた上で、進めてくださいという委員長の考えはおかしくない。

逆に、事件で会社を全否定することは議会としてどうなのか。今後、市が公

募をするなかで、議会は感情的に否決するという見方をされれば、議会の責任を問われる。否決するなら否決する理由が必要になる。今回の場合は法的に問題がない。

議員B 否決すれば議会が責任を問われるとなると、何も否決できないことになる。

議員C 会社を全否定するものではない。直近にこの事件があったという事実に対する判断となる。5年後に応募されるなら会社を立て直して応募してもらいたい。会社を全否定するものではない。

議員A 分譲マンション管理部門と公営住宅管理部門とで業務フローが異なることをどう考えるのか。

議員C 会社としての責任はある。危機管理が不十分である。通常は事業部が異なっても事件があったという情報にはすぐに流れるのではないか。事件が起きて数カ月かかるようではいけない。

議員A マンション管理部門は業務フローに問題があったので改善した。公営住宅部門は問題ない。公営住宅を管理している実績もある。他市でも今回の事件を受けて指定管理の取消が行われていない。明確に欠格事項に該当するとか、社長や役員が事件を起こし社会的な問題となれば別だが、印象で議会が否定し、本来市民が受られるメリットを受けられなかったということになれば、議会にも責任が生じる。

<質疑の概要>

(再質疑)

問1 選定委員会で1位と決定したときには、今回の事件の情報はなかった。決定後にそれが判明し、不適格事由に該当するかを判断し、差し替える理由がないとして候補者としたという理解でよいのか。

答1 選定のための委員会を設けているので、そこで選定された事業者が候補者となる。その中で特段の事情がなければ、市長は恣意的な変更を行わないということで、議案として議会へ送ることになる。今回の着服横領事件が判明したことで、法的な適格性、候補者の事案への対応の過程、本市で業務を行ううえでの対応の観点から検討し、候補者とした。

問2 候補者は、過去にこのような事件は起こしていないのか。

答2 過去2年間のネガティブ情報を調べたが、問題はなかった。

自由討議

(再討議)

議員 E 候補者の決定過程からすれば、選定委員会が選んだ事業者を候補者として議案で出してきた。その判断が妥当かどうか論点になってくる。市長が選定委員会の結果を差し替えるには、その理由が必要となる。順位 1 位の事業者を下ろす理由が明確にできればよいが、自由討議では明確になっていないと思う。その点で付け加えることがあれば聞かせてほしい。

議員 C 選定委員会は諮問機関で決定機関ではない。市長が説明できるならば、政治的、政策的判断で選定結果と異なる事業者を出してきてもよい。順位付けの評価のウェイト自体も、現在の状況を踏まえて作成されるもの。議案として提出された理由を議員がどう判断するかになる。過去に市長が逮捕された本市において、直近に元社員の横領事件があった事業者が適当かどうか判断することになる。候補者を指定管理者とすることは市民に説明がつかない。

議員 E 市が判断したことが妥当かどうかを審査する場だと思って聞いたが、妥当でない理由を確認できなかった。

議員 C 妥当かどうかを論点とするなら、もう一度選定委員会に戻さないといけない。事件は不適格事由にあたらないことを理由に、候補者として議会の判断を求めてきているのだから、議会として判断するしかない。

議員 F 市の都市経営会議での決定の際に、この事件の情報はなく、再度選定しなおすべき。来年度からの業務開始に向け、時間がないという理由で否決できないことはない。市は否決のリスクを踏まえて業務を進めるべき。

討 論

(賛成討論)

討論 1 元社員による横領事件はあったが、報告が 6 カ月遅れた理由、当該団体の分譲マンションと公営住宅管理とでは現金の取り扱いが異なること、各市の取扱状況など、市から受けた説明で納得できる。

討論 2 選定委員会で選定され、事件が発覚し、これを受けて市が判断したことが妥当かが判断基準となる。報告が 6 カ月後となったことにも納得がいくし、選定委員長にも選定結果が変わらないことを確認し、欠格事由にも当たらないことを確認している。公金を取り扱うことになるが、分譲マンションと公営住宅とでは取扱方法が異なっていることなどを総合的に判断した市の判断は妥当。ど

この会社が指定管理者になっても不正のリスクはあり、その防止対策を求めていくことになる。

(反対討論)

討論 3 候補者の危機管理体制に問題があった。市営住宅の入居者の使用料という公金を扱うことになる。数百円に分割して支払っている入居者もいる。市が選ぶということは、市の基準があってもよい。近々に事件のあった事業者であり、今、選定することは市民に説明がつかない。公正公平を期する必要があるため反対。

討論 4 指定管理者制度の導入自体に問題がある。5年ごとに管理者が変わるが、個人情報扱い、入居者の生活実態を踏まえ対応することが必要な業務である。市が直接管理すべき。

本市では過去に汚職、腐敗があり、市民の信頼回復に努めているところ。候補者は直近で横領事件が明らかになっており、入居者は説明しても不安を感じる。市に対しても事業者に対しても不信感を持つ。議員としても市民に説明できない。

討論 5 公正な立場から選定をもう一度やり直すべき。入居者や市民へ十分説明する責任がある。質疑に対する答弁では説明が十分できていない。

審査結果 否決（賛成少数）

平成24年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第172号 公の施設の指定管理者の指定について

議案の概要

宝塚市立国際・文化センターを管理する指定管理者の指定期間が平成25年3月31日をもって満了するため、同年4月1日から平成30年3月31日までの間における当該施設の指定管理者として、特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会を指定しようとするもの。

論 点 1 選定過程・選定理由の妥当性について

＜質疑の概要＞

問1 なぜ、非公募で選定したのか。

答1 宝塚市国際交流協会は、国際交流事業等の実績が豊富であること、国際・文化センターに指定管理者制度を導入した平成20年度以降、センターの管理運営を行ってきた実績があること、他に市内で国際交流を総合的に行っている団体はなかったことから、公募によることなく候補者として選定した。

問2 指定管理者選定委員会での評価採点に低い項目がある。低い項目の所見はないのか。具体的に改善すべき点は公表する方が良い。

答2 全体を通しての所見はあるが、項目別の詳細な所見はない。特に低い評価点となった項目については別途確認している。

問3 同センターの運営について、市民の意見はどうか。

答3 当初は、華やかな国際間交流を中心に取り組んでいたが、最近では市内在住の外国人市民に目を向け、異文化の理解深める事業や日本語及び母語教室等の取り組みを行っている。概ね好評である。

問4 同センターの維持管理について、評価項目における管理（維持）能力とはどのようなものを指すのか。

答4 同センターの施設専用部分の維持管理、連絡網やすばやい体制等の管理体制を評価点としている。

問5 利用率向上に向け、何か努力を示されているか。

答5 同センターは駅に近いが、サンピオラの一角にあるので、市民の認知度は低い。案内板の設置や自主企画事業を充実させ、認知度を高める努力をしたいと聞いている。

問 6 経費削減についての評価点が低かったことを、市はどう見ているのか。

答 6 固定費もあり、事業内容から人件費の削減も厳しい。市として、どこが削減できるか検討していきたい。

問 7 競争性のない非公募のため、人件費が高いのではないか。

答 7 同センター開設当初は、市直営で運営を行っていたが、市直営と比較すると人件費は 50%の削減になっている。今後も人件費を含めて経費全体の縮減については協議していきたい。

問 8 利用者からの要望（苦情）の対応について評価が低い。今後、どう対応していくのか。

答 8 利用者の声を聞くための目安箱を置いているが、意見は少ない。また、利用者へのアンケート調査を行ったが、駅からの道順がわかりにくい、利便性や料金面、施設の老朽化等で他市の施設に劣るなどの意見があった。普段から利用者の声を聞いて反映できるよう、指導していきたい。

問 9 同センターの運営において、指定管理者独自の取り組みはどのようなものがあるのか。

答 9 ブラジル国籍等の小・中学生を対象として、主に母語や母国の文化等を学んだり、学校や日常生活上の相談等を行ったりする「宝塚ジョイア」を開いている。その活動の一環でブラジル料理教室やブラジル式のクリスマス等、親子や子どもから大人も楽しめるイベントを開催する等の独自事業を展開している。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）